四日市市北大谷斎場整備基本計画策定業務委託 仕様書

1 目的

四日市市北大谷斎場(以下、「既存斎場」という。)は、平成4年に改築されて以降、建物の躯体や空調等の設備についてはアセットマネジメント計画に基づき更新しているところである。しかし、 火葬炉については同計画に位置付けられておらず、既存斎場の目標耐用年数(70年)まで火葬場としての機能を維持するためには、火葬炉及び制御機器等の周辺設備の更新が必要不可欠である。

今回の業務委託(以下、「本業務」という。)では、今後必要となる機能や性能を満たした斎場の整備に向けて、現状の分析及び課題の抽出をし、この結果を基に四日市市(以下、「委託者」という。)の斎場が具備すべき内容をまとめた基本計画の策定を行うことを目的とする。

2 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

I. 現況把握

ア 市域概要

四日市市における人口動態及び火葬件数等の現況を調査、把握し、施設整備計画にあたっての基礎資料とする。

(1) 四日市市の概要

位置、地勢、道路交通状況、気象状況等の市域の概要について整理を行う。

(2) 人口動態等

四日市市における人口の推移、死亡者数の推移、火葬件数の推移等の実態について把握、整理を行う。

イ 既存斎場

(1) 現況調査

既存斎場の施設、設備内容の把握や設備機器の状況及び老朽化、耐久性等の実態について現 地調査を実施する。また、これにあわせて既存資料等による現状の把握及び整理を行う。

- 1) 施設の位置及び周辺状況
- 2) 施設設備内容の把握、機能状況等の調査
- ① 既存施設の資料調査の実施

当初の設計図書や建築確認等の資料、火葬受付状況等の資料を基に既存斎場の現状について整理を行う。

(調査項目)

- · 敷地面積·建築面積等
- 施設設備内容
- 建築物の構造
- ・ 火葬炉設備の型式・構造
- 火葬炉数の確認
- 環境汚染防止設備の設置状況
- 火葬時間実績
- 燃料使用量実績

- 修理及び補修状況等の把握(実績)
- ・ その他必要な事項

②現地調査

a. 建築物の調査(目視による調査)

建築物本体や施設設備(電気・機械設備等)の老朽化や劣化状況の確認を行い、既存 施設の耐久性等について調査を実施する。

b. 火葬炉設備の調査(目視による調査) 火葬炉設備の機能状況について、火葬炉本体及び電気、機械設備等の各設備機器の現 状を調査する。

3) 火葬取扱件数

過去3年間の日別、月別、年度別の火葬取扱件数を整理し、把握する。

- 4) 市域における葬送行為及び北大谷斎場での葬送について 市域の葬送行為、既存斎場における式場の利用実態、会葬者の数、車両台数、火葬に要す る時間等の葬送に関する現状を把握する。
- 5) 管理及び運営状況 年間稼働日数、火葬の受付体制、保守点検等の実施状況、修繕費等について現状を把握す る。
- (2) (1) の結果における課題及び問題点とその対策についての検討
 - 1) 既存施設の課題及び問題点とその整備方法について
 - ・ 火葬件数の増加に伴い、遺体安置用冷蔵庫の利用件数も増加すると想定される。このため、遺体安置用冷蔵庫の必要数及び設置場所を検討する。
 - ・ 北大谷斎場内の式場を使用する遺族のためのシャワー室について、その設置の可否及び 場所を検討する。
 - 2) 既存火葬炉設備の課題及び問題点とその整備方法について
- (3) 施設整備計画の検討

火葬炉更新等を含む斎場整備の方向性を導くため、これまでの調査結果をふまえたうえで、 その基礎となる資料を作成する。

- 1) 既存の施設及び設備の状況について
- 2) 既存斎場活用のための整備内容及び手順の整理について

Ⅱ. 既存斎場の施設整備基本計画 (案) の作成

現況調査結果を基に、既存斎場の施設整備基本計画(案)(以下、「計画案」という。)を作成する。計画案作成にあたり、今後必要となる施設の規模や設備等の内容について整理、検討を行う。また、それにかかる手順及び基本的な図面についても作成する。

さらに、最近の火葬炉設備の構造や形式等について検討し、今後設置する必要がある火葬炉設備の構造や環境汚染防止対策設備等についても検討する。あわせて、火葬炉設備の更新による電気使用量についても予測をたてて、電気設備の更新に関する検討を行う。

ア 必要施設規模の算出

① 規模算出年度の設定

- ② 将来予測(人口·死亡率·死亡者数等)
- ③ 必要火葬炉数の算出
- ④ 本施設で必要とする建築物の面積試算

イ 火葬炉設備の検討

「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」に記載されている火葬炉設備の構造、 形式等について検討し、本施設に設置する必要がある火葬炉設備の型式や構造等について検討 する。

- ① 火葬炉の型式、構造についての検討
- ② 環境汚染防止対策を考慮した設備機器の更新についての検討
- ③ 燃料供給設備や電気設備の更新(キュービクル、発電機等)についての検討

ウ 施設整備基本計画(案)の作成

現況調査結果をもとに既存斎場の施設整備基本計画(案)について検討を行う。

(1) 建築物の計画

既存斎場の施設設備の更新内容と改修手順及び整備計画にかかる図面を作成する。

① 建築計画の基本方針

既存斎場の施設整備計画にあたって、必要となる施設空間と整備にかかる基本方針について整理検討を行う。また、建築物の改修や増築にかかる平面計画(案)等の基本的な図面の作成を行う。

② 火葬炉設備の整備内容と整備手順の検討 既存斎場において「火葬炉から排出されるダイオキシン類削減指針」に示されている排 出基準値や火葬炉設備の構造等を考慮した更新手順と計画図面(案)の作成を行う。

工 環境保全対策

火葬場から発生する環境汚染物質等の汚染防止対策についての方法や設備内容等について 整理、検討を行う。

- ① 大気汚染物質(ダイオキシン類含む)
- ② 悪臭
- ③ 騒音、振動
- ④ その他有害物質

オ 概算工事費の試算と事業工程(案)について

- ① 既存斎場の整備にかかる概算費用の試算
- ② 火葬炉設備の稼働にかかる維持管理費用の試算
- ③ 既存斎場の整備にかかる全体スケジュール(工程)の検討

4 関係法令の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたり、関係する法令、規則、通知並びに委託者の定める条例及び 規則等を遵守するものとする。

5 関係書類の提出

受託者は、本業務に着手するとき及び完了したときは、次の書類を提出するものとする。

I. 業務着手時

- (1) 着手届
- (2)業務工程表
- (3) その他必要な書類

Ⅱ. 業務完了時

- (1) 完了届
- (2) 成果品
- (3) その他必要な書類

6 資料収集

本業務の遂行にあたり、必要な資料の収集は原則として受託者が行うものとする。ただし、受託者が業務の遂行に必要なもので、かつ委託者が保有する資料の貸出を希望する場合は、委託者はこれを貸し出すものとする。

この場合、受託者は借受資料一覧表を作成し、業務完了時までに遅滞なく返却するものとする。

7 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議が必要なとき、又は協議を求められたときは、誠意をもってこれ にあたるものとする。なお、協議内容を記録した記録簿に関係書類を添えて委託者に報告しなけ ればならない。

8 打合せ会議への出席

受託者は、関係機関との協議が必要なとき、又は協議を求められた場合、その打合せ会議に出席し、業務内容等の説明を行うこと。また、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を 作成し、委託者に提出するものとする。

9 業務内容の変更

委託者と受託者は、本業務の遂行にあたって疑義が生じたときは、速やかに協議し、その解消を図るものとする。ただし、内容の変更もしくは当該業務以外を行う必要が生じたときは、その 段階において直ちに両者で協議するものとする。その際に必要となる資料は受託者が作成する ものとする。

10 検査及び引渡し

受託者は、本業務を完了したとき、その旨及び成果品の引渡しを委託者に通知するとともに成 果品を納入しなければならない。

委託者はこの通知を受けた日から 10 日以内に、受託者立会いのもと、業務の完了を確認する ための検査を実施し、これをもって受託者は委託者に成果品を引渡さなければならない。

11 成果品

受託者は、本業務を完了したときは成果品の引渡しを委託者に通知するとともに、以下の成果品を納入しなければならない。

- 報告書
- 概要版
- 電子データ (CD-R)

・ 議事録及びその他打合せ記録

12 委託料の支払方法

完了払とする。

13 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。)を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

14 暴力団等不当介入に関する事項

I. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 20 年四日市市告 示第 28 号)第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

- Ⅱ. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
 - (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
 - (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じた、納期 等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
 - (3)(1)、(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づ く入札参加資格停止等の措置を講ずる。

15 障害者差別解消に関する事項

- I. 対応要領に沿った対応
 - (1)受託者は、本業務を履行するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下、「法」という。)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成29年2月28日策定。以下、「対応要領」という。)に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
 - (2)(1)に規定する適切な対応を行うにあたっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
- Ⅱ. 対応指針に沿った対応

上記 I. に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するにあたって、本業務にかかる 対応指針(法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則し、障害者に対して 適切な対応を行うよう努めなければならない。